



鳥取県公報

令和7年5月27日（火）
第9696号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定構造計算適合性判定機関の変更の届出（352）（住宅政策課）・・・・・・・・・・ 2
	土地改良法による換地計画の決定（353）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2
	物品売払代金の徴収事務の委託（2件）（354・355）（園芸試験場）・・・・・・・・・・ 2
	物品売払代金の徴収事務の委託（356）（畜産試験場）・・・・・・・・・・ 3
	土地改良区の役員の就退任（357）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（経営支援課）・・・・・・・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第352号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 指定構造計算適合性判定機関の名称
一般財団法人日本建築センター
- 変更する旨の届出があった事項
大阪事務所の所在地
変更前 大阪府大阪市中央区南本町一丁目7-15
変更後 大阪府大阪市中央区本町一丁目4-8
- 変更年月日
令和7年4月30日

鳥取県告示第353号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る山根地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 縦覧に供する期間
令和7年5月27日から同年6月16日まで
- 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 審査請求
利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第354号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、園芸試験場における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月27日

鳥取県園芸試験場長 池 田 隆 政

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
鳥取中央農業協同組合	倉吉市越殿町1409	令和7年3月7日	令和7年4月1日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

鳥取県告示第355号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の

例によるものとされた同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、園芸試験場における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月27日

鳥取県園芸試験場長 池 田 隆 政

1 委託の相手

- 地方卸売市場倉吉青果株式会社
- 地方卸売市場倉吉花き市場株式会社
- 地方卸売市場東亜青果株式会社
- 鳥取西部農業協同組合

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

鳥取県告示第356号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、畜産試験場における物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月27日

鳥取県畜産試験場長 井 上 真 寛

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
全国農業協同組合 連合会鳥取県本部	鳥取市末広温泉町 724	令和7年4月22日	令和7年4月25日	令和7年4月25日から 令和8年3月31日まで

鳥取県告示第357号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり西部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和7年5月27日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 湯原 永 明 米子市諏訪271-1
- 〃 湯原 大 輔 米子市諏訪81
- 〃 須山 健 一 米子市諏訪166
- 〃 長谷川 博 米子市諏訪536
- 〃 内田 正 志 米子市八幡183
- 〃 東田 哲 和 米子市八幡279-1
- 〃 高田 篤 米子市福市114-2
- 〃 伊塚 定 弘 米子市福市1264
- 〃 大塚 宏 明 米子市福市753
- 〃 杉村 正 男 米子市別所1013
- 〃 湯原 敬 雄 西伯郡伯耆町大殿697
- 〃 野口 歳 春 西伯郡伯耆町大殿565-3
- 〃 高吉 正 樹 西伯郡伯耆町大殿155
- 〃 長谷川 彰 寛 西伯郡伯耆町坂長1692
- 〃 中曾 和 好 西伯郡伯耆町坂長909
- 〃 中曾 修 司 西伯郡伯耆町坂長814

〃 奥 田 良 一 西伯郡伯耆町岩屋谷393
 〃 佐 伯 慎 一 西伯郡南部町諸木187-1
 監 事 田 邊 邦 夫 米子市福市786
 〃 福 田 洲 夫 西伯郡伯耆町大殿1456
 〃 野 室 郁 夫 米子市福市567-16
 令和7年5月9日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 湯 原 永 明 米子市諏訪271-1
 〃 須 山 健 一 米子市諏訪166
 〃 東 田 正 和 米子市諏訪283
 〃 長谷川 博 米子市諏訪536
 〃 内 田 正 志 米子市八幡183
 〃 小 林 秀 美 米子市八幡346
 〃 中 谷 勲 米子市福市498
 〃 田 子 修 司 米子市福市681
 〃 遠 藤 一 米子市福市760
 〃 杉 村 正 男 米子市別所1013
 〃 野 口 歳 春 西伯郡伯耆町大殿565-3
 〃 篠 村 泉 西伯郡伯耆町大殿635-2
 〃 高 吉 正 樹 西伯郡伯耆町大殿155
 〃 小 村 浩 二 西伯郡伯耆町坂長1753
 〃 中 曾 和 好 西伯郡伯耆町坂長909
 〃 草 原 啓 司 米子市車尾南一丁目15-13-201
 〃 奥 田 良 一 西伯郡伯耆町岩屋谷393
 〃 岩 田 範 光 西伯郡南部町諸木60
 監 事 本 田 守 米子市福市796-2
 〃 高 塚 誠 西伯郡伯耆町大殿128-3
 〃 野 室 郁 夫 米子市福市567-16

令和7年5月10日就任 任期4年

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和7年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
北栄町亀谷字式町田126-2	田	657
北栄町亀谷字森200-3		1,978
北栄町亀谷字森202-3		877
北栄町亀谷字竹鼻215-2		364

2 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡しており、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる理由

当該農地は、鳥取県農業農村担い手育成機構が農地中間管理事業規程で定める地域計画の区域内の農用地等に当たるため。

5 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）	補償金の支払の方法
北栄町亀谷字式町田126-2	令和7年 8月1日	2年 4月	0	—
北栄町亀谷字森200-3				
北栄町亀谷字森202-3				
北栄町亀谷字竹鼻215-2				

6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和7年6月10日

(2) 提出先

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課（鳥取市東町一丁目220）

(3) 記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名及び住所
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項